

議案第71号

財産を無償で譲渡すること（一向平野営場施設）について

次のとおり財産を無償で譲渡することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成19年2月13日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 財産の内容

種 類	所 在 地	数 量	
建 物	便所（2棟）	東伯郡琴浦町大字野井倉字一向平 ル688番129	96.76平方メー トル
	炊事棟（2棟）	東伯郡琴浦町大字野井倉字一向平 ル688番129ほか1筆	97.92平方メー トル
	管理棟	東伯郡琴浦町大字野井倉字一向平 ル688番129	104.78平方メー トル
工作物	給水施設	東伯郡琴浦町大字野井倉字一向平 ル688番130ほか1筆	1式

2 相手方

東伯郡琴浦町大字徳万591番地2

琴 浦 町

3 理 由

研修施設等の町営施設との一元的な管理により、琴浦町の地域振興資源として有効な利活用を図るため、無償で譲渡しようとするものである。